

# 令和元年10月1日から消費税率が10%(現行8%)になります。

現行

8%

令和元年10月1日~

10%

## 新税率の適用

新税率は、施行日(10月1日)以降に行われる資産の譲渡等に係るものについて適用されます。したがって、基本的には、車検や点検整備作業が完了し、ユーザーに車両を引き渡した日(ユーザーが作業完了を確認し、了承した時)が、施行日以降の場合には新税率が適用されます。

## ●車検入庫後、車両引渡し(納車)の際の税率適用例

例1: 令和元年9月中に入庫、当月中に車検が完了し、引渡した場合【旧税率8%】

車検のため入庫  
(9月24日)



引渡し  
(9月28日)

令和元年10月1日



例2: 令和元年9月中に入庫後、車検が完了し、10月1日以降に引渡した場合【新税率10%】

車検のため入庫  
(9月29日)



引渡し  
(10月2日)

令和元年10月1日

引渡しが10月1日を過ぎる可能性がある場合には、ユーザーに対し、新税率が適用されることを入庫時(事前)に説明しましょう。

例3: 令和元年9月中に車検の予約があり、10月1日以降に入庫し、10月中に引渡した場合【新税率10%】

車検の予約  
(9月29日)

車検のため入庫  
(10月1日)



引渡し  
(10月4日)

令和元年10月1日

※ここで示した事例以外であって、税率適用の判断が難しい場合は、お近くの税務署等にご相談ください。